

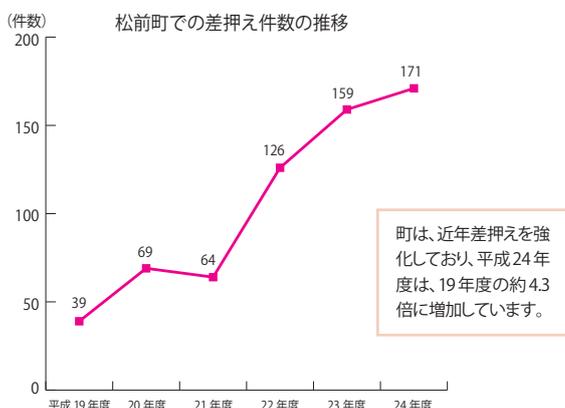
# 12月は税金の「滞納整理強化月間」です



④タイヤロックの様子

町税は、社会保障、ごみ処理、教育、道路整備など、さまざまな事業を進める上で、とても大切な財源です。私たちが安心して健康な暮らしをするために、重要な役割を持っています。町税を滞納することは、納期内に納税している町民の皆さんとの公平性を欠くことになり、町の財政を圧迫し、町民サービスに支障を来すことにもなります。

県、県内の全市町と愛媛地方税滞納整理機構は一丸となり、12月を「市町村税・県税滞納整理強化月間」として、地方税の滞納を少なくするために、差押えなどを中心とした滞納整理活動を強化します。



## 滞納処分までの流れ

### ①納税通知書発送

### ②督促状の発送

納期限を過ぎると、督促状を発送します。延滞金が発生する場合があります。

### ③催告書の発送

督促状発送後も納付がない場合は、文書などで催告を行い、自主納付を促します。

### ④財産調査

勤務先、金融機関、生命保険会社、取引先などへ財産調査を行います。法律に定められているため、本人の承諾は必要としません。

### ⑤滞納処分(差押え)

催告にも応じず、早期完納の見込みがないと判断した場合には、滞納処分(差押え)を執行します。

### ⑥換価(債権取立・不動産公売)

差し押さえた財産は、換価(取立・公売)により現金化します。

#### ◎納税で困っている人は早めに相談を

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情により、納期ごとの納付が難しい人は、早めに税務課管理収納係(☎985-4109)へご相談ください。

#### ◎保険料の納付についても早めに相談を

地方税の滞納整理月間に合わせて、介護保険料と後期高齢者医療保険料の滞納整理も強化します。納付が難しい人は、早めに保険課保険料係(☎985-4227)へご相談ください。

#### ◎税金などの支払いは、便利な口座振替で

一度手続きをするだけで、継続して預貯金口座から引き落としすることができます。

口座振替だと、納期ごとに納付書で納める必要がなくなり、うっかり納め忘れてしまう心配もありません。

松前町の財政事情  
平成25年度上半期の予算執行状況

平成25年度上半期（4月1日～9月30日）の予算執行状況をお知らせします。  
一般会計予算総額は、9月末で92億4,393万円（前年度に比べ250.9万2千円減（△0.3%）です。

● 予算執行状況

一般会計の予算執行状況は、収入額（入ったお金）が44億5,208万8千円で、予算額に対する割合が48.2%、支出額（使ったお金）が39億6,948万9千円で、予算額に対する割合は42.9%となっています。

特別会計、水道事業会計は、下表のとおりです。

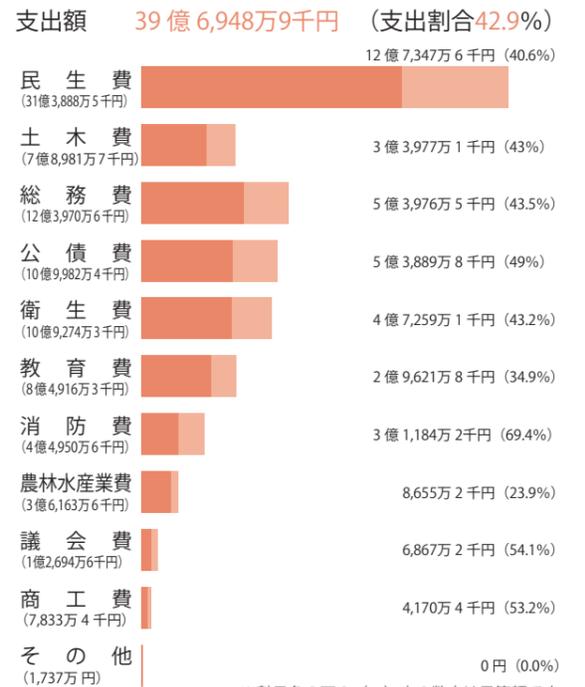
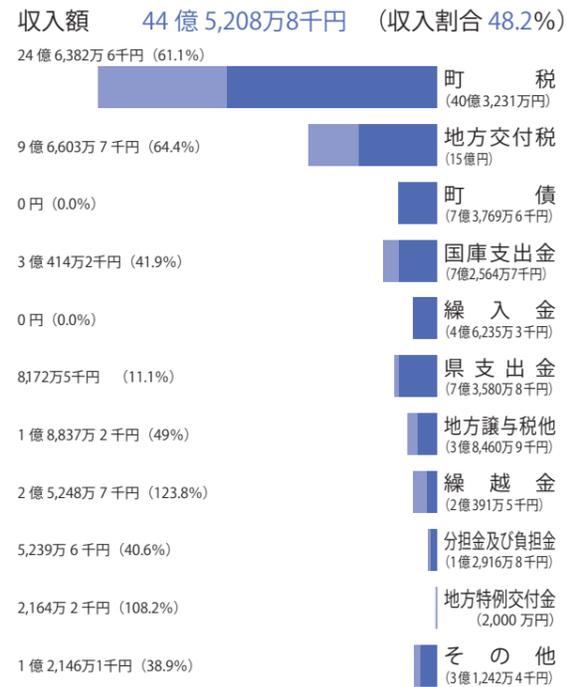
● 地方債の現在高

地方債などの現在高は、一般会計が104億4,647千円、水道事業会計が28億8,642万5千円、公共下水道特別会計が49億6,115万円となっています。

● 財政課財政係

☎ 985-4101

■ 一般会計 予算額 92億4,393万円



■ 特別会計

区分	予算額	収入済額	収入割合	支出済額	支出割合
国民健康保険	3,557,123	1,588,092	44.6	1,411,713	39.7
後期高齢者医療	377,858	165,584	43.8	146,929	38.9
介護保険	2,628,478	1,101,046	41.9	1,020,348	38.8
公共下水道事業	615,378	288,410	46.9	233,964	38.0

■ 水道事業会計（企業会計）

区分	収入予算額	支出予算額	収入済額	収入割合	支出済額	支出割合
収益的収支	361,729	361,729	168,169	46.5	123,973	34.3
資本的収支	191,526	297,180	15,373	8.0	142,929	48.1

年金の額の改定と認定基準の見直し

▼ 年金額の改定

現在の年金額は、本来の水準よりも2.5%高い水準（特例水準）となっています。これは過去に物価が下落したにもかかわらず、年金額は据え置きされていたためです。そこで、段階的に特例水準を解消し、将来受給者となる若い世代にも考慮して、世代間の公平を図ることとなりました。

このため、平成25年10月分以降に支払われる年金額は、4月から9月までの額から、マイナス1.0%の改定が行われます。  
※今後は、26年4月にマイナス1.0%、27年4月にマイナス0.5%の改定を予定しています。

▼ 視野の障がい認定基準の見直し

25年6月1日から、視野の障がいの2級の基準が一部追加されました。そのため、今まで該当しなかった人が該当したり、現在3級と認定されている人が2級になったりする可能性があります。

- 【改正前基準】  
・両眼の視野が5度以内（Ⅰ/2視標）
- 【改正後基準】  
次の基準が追加されます。  
・両眼の視野が10度以内（Ⅰ/4視標）  
・中心10度以内の8方向の残存視野のそれぞれの角度の合計が56度以下（Ⅰ/2視標）

▼ 日時 1月12日（日）13時～（受け付け12時 記念撮影12時30分）  
※記念撮影を先に行います。時間に遅れないように来てください。

▼ 場所 松前総合文化センター 広域学習ホール

▼ 内容 記念撮影、町長式辞、交歓会など

▼ 対象者 平成5年4月2日～6年4月1日生まれで、松前町に住民登録のある人  
※対象者には12月上旬にはがきでご案内します。

※町外に転出している人も参加できます。希望者は連絡ください。

☎ 985-4135



平成26年成人式

日時 1月12日（日）13時～（受け付け12時 記念撮影12時30分）

※記念撮影を先に行います。時間に遅れないように来てください。

※町外に転出している人も参加できます。希望者は連絡ください。

ひまわりバスに  
サンタがやって来る!

12月25日(水)

4便(役場前11時発)と7便(役場前15時発)に、サンタクロースが乗車します。子どもたちや高齢者に役立つ交通安全グッズをプレゼント! この機会にぜひ、ひまわりバスをご利用ください。

☎ 町民課コミュニティ係  
☎ 985-4228



新春年賀のつどい

日時 1月6日(月)  
10時45分～12時  
(受け付け10時15分～)

場所 松前総合文化センター 広域学習ホール

入場料 無料

新しい年が、町民の皆さんと松前町にとって、素晴らしい年になることを願って、「新春年賀のつどい」を開催します。初釜も用意していますので、ぜひお越しください。

☎ 総務課広報情報係  
☎ 985-4132

